

管理番号・担当WG 35 財政運営WG

検討課題

検討の方向性 要検討

次期大阪府国民健康保険運営方針 (新)	現行大阪府国民健康保険運営方針 (旧)
<p>(2) 府が実施する激変緩和措置の内容</p> <p>保険料収納必要総額を抑制するために、事業費納付金算定時に、対象を府内全市町村に全面拡大し、「国公費」、「都道府県繰入金」及び「特例基金」の激変緩和措置財源を活用する。</p> <p>また、上記の激変緩和措置財源の活用により、旧方式の措置に比べ、抑制効果の減少が一定見込まれる団体については、激変緩和措置期間中、統一保険料に影響を与えない財源を用いた経過措置を設けることを検討する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(2) 府が実施する激変緩和措置の内容</p> <p>新制度施行に伴い、市町村ごとに本来集めるべき一人当たりの保険料額について、国保事業費納付金等算定標準システムにより算定した新制度における一人当たり保険料額から、現行制度における本来集めるべき保険料額を差し引いて得られた差額を、府が実施する激変緩和措置の対象とする。激変緩和措置の具体的な実施方法については、別に定める。</p> <p>なお、制度施行当初にあつては、激変緩和措置に活用する都道府県繰入金が多額となることにより、全体の事業費納付金総額が増加するおそれがあることから、国公費を投入した上で、激変緩和措置の状況に応じて、特例基金からの繰入を行うこととする。</p> <p>また、激変緩和措置については、国の事業費納付金ガイドラインに示す3つの手法のうち、「都道府県繰入金」及び「特例基金の繰り入れ」により実施することとし、「納付金の算定方法の設定」(医療費水準反映係数α及び所得係数βの調整)による激変緩和措置は実施しない。</p>

次期大阪府国民健康保険運営方針策定 進行管理 (個票)

管理番号・担当WG 58 事業運営WG

検討課題 : 継続または廃止について検討

検討の方向性 : 要検討

次期大阪府国民健康保険運営方針 (新)	現行大阪府国民健康保険運営方針 (旧)
<p>(4) 精神・結核医療給付</p> <p>精神・結核医療給付は、これまでの経過や被保険者(給付対象者)の状況等を把握したうえで、激変緩和措置期間中である令和5年度末までは、現行制度を維持する。なお、令和6年度以降のあり方については、被保険者の影響を見極めた上で、他制度との整合性や公平性確保の観点から、<u>調整会議</u>において方向性を検討する。</p>	<p>(4) 精神・結核医療給付</p> <p>精神・結核医療給付は、これまでの経過や被保険者への影響等を踏まえ、平成30年度から3年間は、現行制度を維持するものとする。なお、被保険者の影響を見極めた上で、他制度との整合性や公平性確保の観点から、<u>その在り方について調整会議等</u>において検討を進める。</p>

次期大阪府国民健康保険運営方針策定 進行管理（個票）

管理番号・担当WG 77 事業運営WG
 検討課題 : 制度施行済みにより制度運営に向けた調整に修正
 検討の方向性 : 時点修正

次期大阪府国民健康保険運営方針（新）	現行大阪府国民健康保険運営方針（旧）
<p>3 円滑な制度運営に向けた調整</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症は、令和2年に入ると世界各地に広がり、現在、日本国内においても、感染症の拡大・まん延の長期化傾向が見受けられる。</p> <p>国内での新型コロナウイルス感染症の拡大に伴っては、感染予防に向けた手洗いやうがいなどの徹底が奏功し、風邪等の感染症の報告が少なくなっている。また、感染の恐れから、医療機関の受診控えが起こっている。とされており、これらの要素が絡み合い、現時点の国民医療費は、例年に比べ、低い水準での推移も見受けられるとのことである。</p> <p>しかし同時に、コロナ禍による失業や収入が減少する就労者が増えることと、今後の保険料収入が減少することや、保険適用のPCR検査数の増加をはじめ、新型コロナウイルス感染症に関連する医療費等の増大により、公的医療保険財政が悪化する可能性も指摘されている。</p> <p>府は、今後、客観的な指標等により、府内の国民健康保険事業運営において、重大な影響が生じていると認められた場合には、状況を把握・分析し、検証の上、調整会議や国民健康保険運営協議会の意見を聴きながら、本運営方針の趣旨に沿った対応措置を別途設けるものとする。</p>	<p>3 円滑な制度施行に向けた調整</p> <p><u>平成30年度からの円滑な制度施行に向け、医療費動向等の外的要因等も踏まえた上で、新制度施行までに調整会議で議論・調整が図られた事項については、運営方針の目的や基本的な考え方から逸脱しない範囲において、この運営方針に反映することができるものとする。</u></p>